

交運労協 FAX ニュース NO. 33

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2012年9月5日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 交運労協 関 政治

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

[2013年度予算概算要求説明会]

国土交通省航空局から説明を受ける！

成長戦略の推進、首都圏空港の強化等を要請！

本日13時30分より、国土交通省航空局7階B会議室において、「2013年度予算概算要求」に関する申し入れについて説明を受けた。航空局側からは16名、交運労協側からは事務局をはじめ関係構成組織担当者の10名と三日月大造衆議員の野崎秘書が出席した。

議事の進行は、航空局の各担当者より先に提出していた要求項目の回答が示された。その後、出席した各構成組織担当者から説明内容等に関わる疑問点等を質し、再回答を受ける形で進行した。以下、報告する。



【要求の特徴】

2013年度予算概算要求に関する申し入れの特徴は東日本大震災からの復旧・復興をめざすとともに安全・安心、環境にやさしい航空輸送のネットワークの確立・維持を重視したものとなっている。特に、国際的な航空競争が激化する中で、LCC導入を急ぐ航空各社が増加していることを踏まえ、公正競争の観点や安全・安心な輸送確立等をめざした項目となった。

国土交通省航空局 7FB会議室
概算要求交渉風景 2012.9.5

●地方自治体への航空機燃料譲与税を含めた航空機燃料税の廃止

航空機燃料税については、我が国航空会社の競争力強化のため、平成23年度

から平成25年度まで緊急引き下げの措置を行っている。本年度においては、航空機燃料税の額は、ピーク時の45%に減少し、空港整備事業費も平成22年度の2072億円から778億円に減少するなど、空港整備勘定は厳しい状況にある。今後とも、首都圏空港の容量拡大のための羽田空港C滑走路延伸事業や、航空機の安全な運航を確保するため、老朽化が進んでいる施設の更新・改良、空港の耐震対策など、必要な事業を着実に実施するため、航空機燃料税の廃止は慎重に検討していく。

●空港経営改革の推進による空港整備勘定の見直し

空港経営改革については、民間の能力を活用し、地域活性化の核となる「真に魅力ある空港」の実現を図るために、運営委託を中心とした空港経営改革を促進していくための関連法律案を今国会に提出し、早期に成立するよう、関係者に働きかけている。これと併せて、空港経営改革の実現に向けて、自治体や民間事業者の意見を聞き、実務的な検討を深める。空港整備勘定の見直しについては、特別会計改革の基本方針を平成24年1月24日に閣議決定し、「空港経営改革の取組みや、債務の返済状況を見極めるまでの間、自動車安全特別会計の下に経過措置を設置し、一般会計と区分して経理する」とされ、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が今国会に提出された。今後、空港経営改革の進捗状況、財政投融资等からの借入金の償還状況等を踏まえつつ検討を進めて参りたい。

●離島生活路線経常損失の離島航空路確保維持事業による全額補助

運航費補助について、平成23年度より、補助対象に制約のある特別会計から一般会計に移行し、『地域公共交通確保維持改善事業』において支援し、補助対象経費の制約を緩和する中で、実情に合った仕組みとしている。この中で、離島航空路線の運航費補助については、事業者の経営改善への自主的な取り組みを促す観点から、実績損失見込額と標準損失額のいずれか低い方を補助している。また、従来から運航費補助以外にも、離島航空路線に就航する航空機に係る着陸料の軽減を行っているほか、平成23年度税制改正において、新たに離島航空路線に係る航空機燃料税の引き下げ及び離島航空路線就航機に対する固定資産税の軽減拡充を行っている。

●離島生活路線以外の地方路線維持の仕組み作り

国内航空路線の参入・撤退については、航空会社が自らの経営判断により決定することとなっているが、国土交通省としても、地方路線の航空サービスの維持は重要であると認識し、地方路線に係る国管理空港の着陸料の引き下げ、国内線就航機に対する固定資産税の軽減措置を講じている。これらに加え、平成23年度より、航空機燃料税の税率を引き下げたところである。今後も、必要な支援措置を講じることなどを通じて、地方航空ネットワークの維持に資するよう取り組んでいきたい。

●国の費用負担を明確にした「航空保安法（仮称）」の制定

我が国においては、安全に輸送を行う責務の一環として航空会社が一義的な責

任を負っているが、国においても、航空保安の重要性に鑑み、国管理空港における検査機器又は検査員の費用の2分の1を補助又は負担するなど、積極的に支援を行っている。また、旅客及び荷主の責任としては、航空法第86条(爆発物等の輸送禁止)に基づいて凶器や爆発物の機内への持込みを制限するほか、航空機の強取等の処罰に関する法律及び航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律により、ハイジャックや航空機の破壊等の行為を禁止している。航空保安対策の実施体制は国により様々であるが、その費用に関しては、航空会社又は空港管理者を通じて最終的には航空利用者が負担することになる場合が大半であり、この点、我が国の制度も同様である。今後も、航空会社を始めとする関係者と連携しつつ、航空保安の維持向上に努めて参りたい。

●航空券連帯税の導入には反対

航空券連帯税については、世界の開発を目的とした、気候変動、貧困、疾病等の課題解決のための資金を、航空利用者の負担とすることに、合理的な関連性がなく、負担と受益の関係が極めて不明確である。また、ここ数年航空需要の減退傾向が続く中、東日本大震災の影響により大幅に減少した航空需要が持ち直してきているものの、十分に回復したとは言えない現段階において導入すると、航空需要回復の芽を摘むこととなる懸念があること。さらに、首都圏空港の容量拡大等による平成26年度からの航空大競争時代に備え、我が国航空会社の国際競争力を強化することが急務であるとの認識の下、航空機燃料税の引き下げ等の取り組みを行っており、航空券連帯税の導入は、航空需要の低下につながりかねず、航空券連帯税の導入には反対しているところである。

●地球温暖化対策における公平性の確保

地球温暖化対策税の創設に当たっては、地球温暖化対策を適正に推進する観点から、平成23年度税制改正要望として「地球温暖化対策税に係る特例措置の創設」を提出するなど、制度設計・対応策の議論に参画してきた。その結果、国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料に上乘せされる地球温暖化対策税分について、本年10月1日から平成26年3月31日までの間、免税・還付される措置が設けられたところである。本還付措置は、政策税制措置であることから、期限が付されており、平成26年度税制改正要望の際、改めて検討することとなるが、地球温暖化対策を適正に推進する観点から、引き続き、議論へ参画していきたい。

●成田空港と羽田空港のアクセスについて

都心から成田、都心から羽田空港間の鉄道アクセスを改善することは、首都圏の国際競争力の強化を図る上で重要な課題であると認識している。このため、都営浅草線押上駅付近から泉岳寺駅付近を結ぶ短絡線(約11km)を整備し、途中に新東京駅を設けることにより、東京から成田空港へのアクセスを36分、東京から羽田空港へのアクセスを18～19分に改善するプロジェクトに関する調査を実施している。これ

までの調査で、概算事業費、時間短縮効果、需要の見通し、費用対効果等が明らかになるとともに、併せて、本プロジェクトの実現に向けた課題として、整備スキームのあり方や地方公共団体・鉄道事業者等の関係者の合意形成等が挙げられたところである。平成24年度も引き続き調査を実施し検討を進めるとともに、その他のアクセス改善施策についても道路局・鉄道局・自治体など関係行政機関と連携を図りつつ、検討を進めてまいりたい。

●空港における安心・安全の確保

空港の耐震対策については、「地震に強い空港のあり方検討委員会報告」を踏まえ、必要な耐震対策を実施することとしており、「航空輸送上重要な空港」について、優先的に進めているところである。平成24年度末には、「航空輸送上重要な空港」のうち、仙台、中部等5空港について、救急・救命輸送拠点、緊急物資輸送拠点としての機能を確保できる予定であり、その他の空港においても順次必要な対策を実施していくこととしている。空港の津波対策については、「空港の津波対策の方針」に基づき、人命保護を図るための緊急避難計画を策定するとともに、空港機能の早期復旧対策について検討を進めている。

管制関係のシステムの危機管理対策については、管制機能を確保するための管制塔、無線局舎等の耐震化、電源供給の瞬間的な停電による管制機器への障害発生を防止するための無停電電源装置の整備等を進めていく。また、管制機能が喪失した場合、非常用管制塔、非常用レーダーの施設等を使用して管制業務を行う対策も講じていく。

●成田空港の地位向上にむけて

成田国際空港の国際航空ネットワークはより一層充実することが見込まれることから、成田国際空港株式会社において、空港容量30万回に対応した空港諸施設の準備を順次進めているところである。バランスのとれたネットワークの充実により、貨物量も増加していくものと考えており、航空貨物に求められている迅速性、効率性の実現のため、貨物地区においても更なる物流機能強化が求められると認識している。今後とも、成田空港を管理・運営する成田国際空港株式会社においては、国際航空貨物を取り巻く情勢を的確に見極め、関係者の協力を得て、貨物施設の再配置や航空貨物輸送の円滑化を図り、貨物地区の利便性を高めていく取り組みを行っていくこととしている。

※紙面の都合で概要のみ。文責は交運労協事務局にあります。

以 上